

(契約書書式例)

## 物 品 売 買 契 約 書

公立大学法人岩手県立大学（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）  
とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第 1 甲が乙から購入する物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 品 名
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 数 量 一式

第 2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。なお、第 1 号の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。

- (1) 契 約 金 額 金 円（うち消費税額 円）
- (2) 契 約 保 証 金 金 円

第 3 物品の受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。

- (1) 場 所 公立大学法人岩手県立大学理事長が指定する場所
- (2) 納 入 期 限 平成 31 年 3 月 29 日(金)

第 4 乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、通知を受けた日から起算して 10 日以内に、物品検収員をして、乙又は乙の指定する者の立会いのうえ、当該物品を検収するものとする。

2 乙又は乙の指定をする者が、前項の検収に立会できないときは、確実な代理人を立て立会いさせるものとする。

3 物品の所有権は、第 1 項の検収に合格したときに乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検収のために必要な費用は、乙の負担とする。

第 5 乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は第 4 に定めるところによる。

第 6 甲は、物品の納入が完了した日の翌月末日までに代価を支払うものとする。

第 7 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合には、乙に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第 8 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既納部分相当額を控除した額につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第 9 乙は、納入物品の引渡し後 1 年間は、その隠れた瑕疵について補修の責めを負わなければならない。

第 10 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合
- (2) 乙から契約解除の申出があった場合
- (3) 乙が契約の履行について不正の行為をした場合
- (4) その他乙又はその代理人がこの契約に違反した場合
- (5) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は買入れ契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

第 11 乙は、この契約履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第 12 甲は、物品が納入されるまでの間は、第 10 第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定によって契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 13 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権の譲渡をした場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が確認を行った時点で生じるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第 14 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは  
甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通  
を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 岩手県滝沢市巣子 152-52  
公立大学法人岩手県立大学  
理事長 遠 藤 達 雄

乙